

平成25年第1回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第13号 川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【 交通局 】

目 次

議案第 13 号

【川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例】

- 条例の趣旨及び改正概要 1
- 川崎市交通事業の設置等に関する条例 新旧対照表 3

川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 趣旨及び改正概要

1 条例の趣旨

本市の縦貫鉄道は、平成24年5月に提出された「新技術による川崎縦貫鉄道整備推進検討委員会」からの提言を踏まえ、新技術の導入に一定の時間を要することからも、中長期（20年内）に事業着手を目指すべき事業として川崎市総合都市交通計画（案）に位置付けられた。

このことから、高速鉄道事業会計については平成24年度をもつての廃止に併せ、交通事業に係る規定を整備するための条例である。

2 改正概要

高速鉄道事業会計の廃止に併せ、本条例について所要の整備をするもの。

- (1) 第1条中「自動車運送事業及び鉄道事業（以下「鉄道事業」という。）を「交通事業」に改める。

本市では自動車運送事業と鉄道事業を「交通事業」と規定しているが、鉄道事業に関する規定を削除するため条文を整理し、「交通事業」とする。

- (2) 第2条の2を削る。

本市の鉄道事業を、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき、法の規程の全部適用をしないこととするため同条を削除する。

- (3) 第3条第2項中「自動車運送事業は」を「交通事業は、自動車運送事業のうち」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第3項を削る。

鉄道事業に関する規定を削除し、本市の「交通事業」は自動車運送事業のみとする。

- (4) 附則第1項 施行期日

平成25年4月1日から施行

- (5) 附則第2項 川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

附則ただし書きを削る。

平成18年の条例改正時に、地方公営企業法の全部適用に備えた削除規定と、その施行日を規則に委任する附則ただし書きを削除する。（この施行期日を規定した規則は制定していない。）

【参 考】

地方公営企業法（抜粋）

第2条（この法律の適用を受ける企業の範囲）

— 中略 —

第3項 ～地方公共団体は、政令に定める基準に従い、条例で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

地方公営企業法施行令（抜粋）

第1条（法の適用）

— 中略 —

第2項 地方公共団体は、地方公営企業～で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規程等を条例の定める日から適用することができる。

川崎市交通事業の設置等に関する条例新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第46号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市の<u>交通事業</u>の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交通事業の設置)</p> <p>第2条 本市及び本市の周辺における交通機関を整備するため、交通事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 交通事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>交通事業は、自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業とし、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 事業区域 本市及び本市周辺の区域内 (2) 運行路線の延長 220キロメートル以内 (3) 事業用自動車の総数 400両以内</p> <p>略</p>	<p>川崎市交通事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第46号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定に基づき、本市の<u>自動車運送事業及び鉄道事業(以下「交通事業」という。)</u>の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交通事業の設置)</p> <p>第2条 本市及び本市の周辺における交通機関を整備するため、交通事業を設置する。 <u>(法の規定の全部適用)</u></p> <p><u>第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定に基づき、鉄道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 交通事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>自動車運送事業は、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業とし、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 事業名称 <u>自動車運送事業</u> (2) 事業区域 本市及び本市周辺の区域内 (3) 運行路線の延長 220キロメートル以内 (4) 事業用自動車の総数 400両以内</p> <p>3 <u>鉄道事業は、第一種鉄道事業とし、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 事業名称 <u>高速鉄道事業</u> (2) 事業区域 <u>本市の区域内</u> (3) 運行路線の延長 <u>22キロメートル以内</u> (4) 事業用車両の総数 <u>210両以内</u></p> <p>略</p>